

県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙

令和2年12月6日執行

九重町・玖珠町選挙区補欠選挙

1 選挙長及び選挙長職務代理者に関する調

選挙長 河野哲郎

選挙長職務代理者 渡邊則明

2 事務処理日程表

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長（西部振興局）	九重町・玖珠町選挙管理委員会	
10	18	日	49				
	19	月	48	○濱田洋県議死去			
	20	火	47				
	21	水	46	○議員の欠員通知 (県議会議長から県選管委員長あて)			
	22	木	45	○選挙事由発生の告示(法143⑩、法199の5④)			
	23	金	44	○選挙管理委員会(16時～ 県選管室)			
	24	土	43				
	25	日	42				
	26	月	41	○選挙人名簿登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示及びその写しを町選管へ送付(令14②) ○選挙運動用ポスターを掲示することができる日の告示(法144の2⑤⑩)		○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示の写しの掲示(取規70)	
11	6	金	30	○町・振興局選挙事務打合せ (13時30分～ 大分県玖珠総合庁舎)	○左記会議に出席	○左記会議に出席 ○ポスター掲示場設置総数の減少協議 期限(法144の2⑨、執規34の12)	
	13	金	23			○投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの 届出期限(法40②、取規21)	
	16	月	20		○政党・立候補予定者説明会 (10時～ 大分県玖珠総合庁舎)		
	17	火	19				
	19	木	17		○立候補届出事前審査(~23日)		
	23	月	13	○選挙公報原稿事前審査分受領(~24日)	○立候補届出事前審査完了 ○選挙公報事前審査分を県選管に送付		
	24	火	12	○投票用紙印刷 ○投票用紙等予備分の納品(県選管室)		○投票用紙等の納品(町選管)	
	25	水	11				
		26	木	10	○選挙人名簿登録者数の報告受(13時まで にFAXで) ○ポスター掲示場の設置完了報告受(13 時まで)にFAXで) ○選挙運動費用法定限度額を西部振興 局へ通知	○立候補届出受付事務打合せ及び公営 物資配付準備完了	○選挙管理委員会 ○選挙人名簿登録基準日(法22③) ○選挙人名簿登録日(法22③) ○選挙人名簿登録者数を県選管へ報告 (13時まで) ○選挙権を有する者の総数の50分の1、 3分の1及び6分の1の数の告示 (自治法74~76、80、81、86、地教法 8、合特法4、5) ○ポスター掲示場設置完了(午前中)を県 選管へ報告(13時まで)(執規34の5③) ○ポスター掲示場設置場所の告示 (法144の2⑩、執規34の5③)

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長（西部振興局）	九重町・玖珠町選挙管理委員会
11	27	金	9	<p>〔告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県議会議員選挙の期日の告示(法34⑥) ○投票用紙の様式の告示(法45②) ○不在者投票用封筒等に押すべき印の告示 ○不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法の告示 ○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等の告示(法197の2①②) ○政治活動用ポスターの確認の方法の告示(法201の11④、政規5) ○選挙長及び同職務代理者の選任の告示(法75、令80、81) ○選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所の告示 ○選挙会の場所及び日時の告示(法77、78) ○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教法8) ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示(法196) ○期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示表の審査 ○選挙公報の掲載順の報告受 	<p>〔選挙長の告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立候補(推薦)の届出、辞退、死亡等の告示及び県選管へ報告(法86の4①) ○候補者の氏名等を町選管並びに候補者の住所地の市町村の長及び選管並びに本籍地の市町村長あて通知(令92、取規56) ○候補者が辞退、死亡等した場合の町選管あて通知(令92) ○選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示(法76、62⑥) ○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の通知 <p>〔各種届出、受理等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立候補(推薦)届出受付(選挙長)(法86の4①②) ○立候補(推薦)届出辞退期限(選挙長)(法86の4④) ○選挙立会人の届出受理開始(法76、令82) ○選挙事務所の設置、異動届出受理開始及び県選管へ報告(法130②) ○出納責任者の選任、異動及び同職務代理者の届出受理開始及び県選管へ報告(法180③、182①、183③) ○報酬の支給を受けることができる事務員等の届出受理開始(法197の2⑤) ○選挙運動に従事する者等に支給することができる実費弁償の最高額等の候補者あて通知(法197の2①②) ○選挙運動に関する支出金額の制限額の候補者あて通知(法196) ○公営物資の交付 ○選挙公報の掲載順のくじの実施 ○政治活動用ポスターの検印(法201の11④) 	<p>〔告示及び通知等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投票管理者及び同職務代理者の選任、その者の氏名及び住所の告示並びに選挙長あての報告(令25、取規19) ○開票管理者及び同職務代理者の選任、その者の氏名及び住所の告示並びに選挙長あての報告(令68、取規40) ○期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任、その者の氏名及び住所の告示並びに選挙長あての報告(令49の7、25、取規19) ○期日前投票所の場所等の告示(法48の2⑥、41①) ○投票立会人の選任及び本人あて通知(法38①) ○投票立会人の住所、氏名等を投票管理者あて通知(令27) ○投票所の告示並びに選挙長及び投票管理者あて通知(法41、取規20) ○投票所の開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示及び投票管理者あて通知(法40②) ○投票記載所等の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示(法175③、掲規9) ○開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示(法62⑥) ○開票の場所及び日時の告示並びに選挙長及び開票管理者あて通知(法64、取規41) ○立候補(推薦)届出に関する通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者あて通知(辞退、死亡、却下等の場合を含む)(令92②①) ○候補者が死亡した場合の選挙長あて通知(町長)(令92④①) ○候補者が被選挙権を喪失した旨の通知を受けた場合の選挙長あて通知(法11③、29①、令92⑤①) ○個人演説会開催申出の旨を施設管理者あて通知(令115) ○個人演説会開催の可否の旨を町選管及び候補者あて通知(施設管理者)(令117①) ○個人演説会の施設使用予定表受理(令118) ○個人演説会の施設の設備(施設管理者)(令119①) ○施設使用料の協議、決定及び公表(施設管理者)(令121) ○投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施(法175③) <p>〔各種届出、受理等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開票立会人の届出受理開始(法62①、令69) ○選挙事務所の設置、異動届出受理開始(法130②、令108) ○公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始(法163、執規25) ○公営施設以外の施設使用の個人演説会開始(法161の2) ○ポスター掲示場に掲示開始(執規34の7) ○投票所入場券の調製(令31、取規23) ○選挙人名簿の登録に関する異議申出期限(法28の2①、24①) ○期日前投票所及び不在者投票記載所の氏名掲示表の審査受

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長（西部振興局）	九重町・玖珠町選挙管理委員会
11	28	土	8	○選挙公報印刷、町選管へ配付		○期日前投票・不在者投票開始 ○期日前投票所等の氏名等掲示の開始 ○選挙公報受領
	29	日	7			○公営施設使用の個人演説会開始(法163)
12	1	火	5	○選挙人名簿登録者数の報告受(16時までにFAXで)		○選挙管理委員会 ○選挙人名簿登録基準日(法22①) ○選挙人名簿登録日(法22①) ○選挙人名簿登録者数を県選管へ報告(16時まで) ○選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教法8、合特法4、5)
	2	水	4			○郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求期限(令59の4①) ○期日前投票者数(～1日まで分)を県選管へFAXで報告(9時30分まで)
	3	木	3		○選挙立会人届出期限(法76、62①)	○投票立会人の選任及び本人あて通知期限(法38①) ○投票立会人の氏名等を投票管理者あて通知(令27) ○開票立会人の届出期限(法62①)
	4	金	2		○選挙立会人として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(法76、62②④) ○選挙立会人が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法76、62⑧)	○開票立会人として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(法62②④) ○開票立会人が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法62⑧) ○開票立会人の氏名等を開票管理者あて通知(令70の2②)
	5	土	1	○選挙公報の各世帯配布完了の報告受 ○選挙当日有権者概数の報告受 ○選挙運動終了(法129)		○選挙公報の各世帯配布期限(条例5①) ○選挙公報の配布を完了した旨確認のうえ、県選管へFAXで報告(17時まで) ○期日前投票・不在者投票終了 ○投票所設備完了(令32、取規22) ○選挙人名簿(抄本)を投票管理者あて送付期限(令28) ○選挙当日有権者概数を県選管へFAXで報告(13時まで) ○投票所から300m以内にある選挙事務所を確認のうえ県選管あて報告(14時まで) ○期日前投票者数(～4日まで分)を県選管へFAXで報告(9時30分まで) [投票日前日に当たっての確認事項] ○投票所の設備、投票管理者及び事務従事者の職務等周知したか ○投票用紙、諸物品等は枚数確認のうえ交付したか ○選挙人名簿の抄本の整理は十分か
	6	日	0	○投票日 ○開票日 ○投票開始までに投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(法134①) ○投・開票状況の報告受		○投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(投票開始まで)(法134①) ○投票立会人が2人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(投票管理者)(法38②) ○期日前投票者数(確定分)を県選管へFAXで報告(9時30分まで) ○選挙当日有権者数を県選管へFAXで報告(遅くとも20時まで) ○投・開票状況(中間・確定)の速報(取規29②、49②③) ○投票録の作成(法54) ○開票録の作成(法70)
	7	月	-1		○投票録・開票録等の点検	○開票結果報告書、投票録、開票録を選挙長あて提出

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長（西部振興局）	九重町・玖珠町選挙管理委員会
12	8	火	-2	○投票録・開票録・選挙録の点検	○選挙会の開催(法80①) ○当選人の住所、氏名、得票数等を県選管へ報告(選挙長)(法101の3①) ○選挙録を県選管へ提出	
	9	水	-3	○選挙管理委員会(13時30分～ 県選管室) ○当選人に当選の旨の告知並びに当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②) ○当選証書の付与(14時～ 議会第2委員会室)(法105①) ○当選人の報告(知事あて)(法108①)		
	21	月	-15	○選挙の効力に関する異議申出期限(法202①)	○選挙運動費用収支報告書提出期限(法189①)	
	23	水	-17	○当選の効力に関する異議申出期限(法206①)		
	24	木	-18		○供託物の返還請求(令93②)	

3 選挙人名簿登録者数に関する調

町名	区分	令和2年11月26日現在選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
九重町		3,763	4,199	7,962
玖珠町		6,197	6,721	12,918
計		9,960	10,920	20,880

4 候補者及び当選人に関する調

候補者氏名 (通称名)	本籍	住所	年齢	党派 (新現元)	職業	届出の別	当落の別
小川克己 (小川 克己)	大分県	大分県玖珠郡九重町大字粟野	69歳	無所属 (新)	無職	本人	当
衛藤陽平 (えとう 陽平)	大分県	大分県玖珠郡玖珠町大字日出生	42歳	無所属 (新)	国会議員秘書	本人	落

5 投票結果に関する調

町名	区分	選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
九重町		3,733	4,149	7,882	2,299	2,501	4,800	1,434	1,648	3,082	61.59	60.28	60.90
玖珠町		6,123	6,678	12,801	3,658	3,877	7,535	2,465	2,801	5,266	59.74	58.06	58.86
計		9,856	10,827	20,683	5,957	6,378	12,335	3,899	4,449	8,348	60.44	58.91	59.64

6 開票結果に関する調

町名	区分	候補者別得票数		有効投票数	無効投票数	投票総数	持帰り・その他	投票者総数
		小川克己	えとう陽平					
九重町		3,226	1,496	4,722	78	4,800	0	4,800
玖珠町		3,842	3,596	7,438	97	7,535	0	7,535
計		7,068	5,092	12,160	175	12,335	0	12,335

7 選挙運動に関する支出金額の制限額調

5,633,100円

8 選挙管理委員会告示(写)

<h1>大分県報</h1>	令和二年 号外(四) 十月二十二日 (木曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の事由の発生……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第二十八号 令和二年十月二十一日公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十一項の規定による大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の事由が生じた。 令和二年十月二十二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	

令和二年十月二十二日

大分県報号外（選挙告示）

一

<h1>大分県報</h1>	令和二年 号外(五) 十月二十六日 (月曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することとなる日……………一 大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第二十九号 令和二年十二月六日執行予定の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。 令和二年十月二十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日 ~~~~~	
大分県選挙管理委員会告示第三十号 令和二年十二月六日執行予定の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。 令和二年十月二十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 被登録資格の決定の基準となる日 令和二年十二月二十六日。ただし、年齢条件については、同年十二月六日とする。 二 登録を行う日 令和二年十二月二十六日	

令和二年十月二十六日

大分県報号外（選挙告示）

一

大分県報

令和二年
号外(九)
十二月二十七日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の執行……………一

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………一

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………二

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………二

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………三

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………三

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めることを行う場所及び日時……………三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十二号
令和二年十二月二十七日

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十二条二項の規定による大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙を次のとおり執行する。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙期日 令和二年十二月六日
二 選挙すべき議員の数 一人

大分県選挙管理委員会告示第三十三号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和二年十二月六日執行
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙投票

注意

一 候補者の名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者とならぬ者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

大分県選挙管理委員会印

備考

一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
大分県告示外（選挙告示） 一

- 三 大分県選挙管理委員会之印は、別添式とする。
四 点字投書である旨の表示は、その旨を附して置く方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
五 点字投書用紙に表示する選挙の種類は、「けんき ぼけつ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十四号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会印
二 仮投票用封筒 町選挙管理委員会印

大分県選挙管理委員会告示第三十五号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の別添式

大分県選挙管理委員会告示第三十六号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する事務費に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客賃等により算出した実費額
2 船賃 水陸旅行について、路程に応じ旅客賃等により算出した実費額

- 三 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき二万二千元
5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
6 茶賃料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する事務費一人に対し支給することができる報酬の額
- 1 基本日額 一万円
2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する事務費一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの1、2及び3に掲げる額
2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき二万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百三十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
- 1 選挙運動のために使用する事務費 一日につき二万円
2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
3 専ら手続試験のために使用する者 一日につき二万五千元
4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき二万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十七号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

検印をもつて行う。

大分県選挙管理委員会告示第三十八号
令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。
令和二年十二月二十七日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和二年十一月二十七日
大分県選挙管理委員会
執行委員
補ラ
番号

備考
一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の
居出順位を記載するものとする。
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙長
及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	住 所	氏 名
選 挙 長	大分市大通町三丁目四番五八六〇三号ハコ サイド大みち町	河野 哲 郎
選挙長職務代理者	日田市城町一丁目二番二五号スクエアゲーマ ンション五〇二号	渡 邊 則 明

大分県選挙管理委員会告示第四十号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において、選挙
長候補者の居出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。
令和二年十一月二十七日

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
令和二年十一月二十七日
玖珠郡玖珠町大字塚脇二七番地一
大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室
令和二年十一月二十八日以後
日田市城町一丁目一番一〇号
大分県西部振興局

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会
の場所及び日時は、次のとおりである。
令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一 場所 玖珠郡玖珠町大字塚脇二七番地一
大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室
二 日時 令和二年十二月八日 午後二時

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会
の掲載文の掲載の順序を定めるくしを執行場所及び日時は、次のとおりである。
令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一 場所 玖珠郡玖珠町大字塚脇二七番地一
大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室
二 日時 令和二年十一月二十七日 午後五時二十分

大分県選挙管理委員会告示

三

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千六百八十円）

大分県報

令和二年
号外(九)
十二月二十七日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の二を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制
限額……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八
十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
二年法律第百六十二号）第八条の規定による令和二年十二月二十六日現在で大分県議会議
員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十
分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四
十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して
得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて
得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
て得た数）は、次のとおりである。
令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条（附則）による選挙権を有する者の総数の五十分の

令和二年十一月二十七日

一の数 一九二五七人
二 地方自治法第七十六条、第八十条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四
十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数
と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合
にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一
三〇・三五三六
三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者
の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得
た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて
得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算
して得た数）……………一

大 分 市	一三二・二〇六八
別 府 市	三二・一九六八
中 津 市	三二・九三六八
日 田 市	一八・〇五五八
佐 伯 市	二〇・三三二八
臼 杵 市	一〇・九四〇八
津 久 見 市	五・〇二二八
竹 田 市	六・一八二八
豊 後 高 田 市	六・三三六八
杵 築 市	八・一九三六
宇 佐 市	一五・五五九八
豊 後 大 野 市	一〇・一四九八
田 布 市	九・五五二八
国 東 市・姫 島 村	八・六六四八
日 出 町	七・八七五八
九重町・玖珠町	六・九六〇八

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

大分県選挙管理委員会告示

一

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和二年十二月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

五、六三三、一〇〇円

大分県報

令和二年
号外 (一〇)
十二月九日

(水曜日)

目次

選挙管理委員会告示

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和二年十二月九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

住 所

氏 名

大分県玖珠郡九重町字金野野一六二番地の三

小 川 克 巳